

社会福祉法人のガバナンスと社会貢献活動の義務化に対する考え方

平成 26 年 3 月 25 日
厚生労働省

(1) 事業者のガバナンス

① 社会福祉法人の経営の透明性向上

財務諸表・補助金等の情報開示、調達の公平性、第三者評価・外部監査の受審、内部留保の明確化

(考え方)

- 1 社会福祉法人の財務諸表については、規制改革会議や厚生労働省に設置した「社会福祉法人の在り方等に関する検討会」（以下「検討会」という。）等での議論を踏まえ、平成 25 年度以降の財務諸表について、全ての社会福祉法人に対し、インターネット上での公表を義務化することを決定したところである。
- 2 補助金、関連当事者との取引、内部留保等についても明確になるよう、財務諸表の公表に当たっての標準的な様式を策定し、現在、パブリックコメントを行っているところであり、法人経営の透明性の向上に努めてまいりたい。
- 3 また、第三者評価については、「規制改革実施計画」を踏まえ、評価者及び評価機関の質の向上を図るための方策について、必要な見直しを検討している。
- 4 外部監査については、現在、通知において、一定規模以上の法人は特に積極的な外部監査の活用を求めているところであるが、検討会等での議論を踏まえつつ、義務化などを含めた適正な会計処理を行うための方策について、検討することとしている。

② その他

従業員への待遇改善等

(考え方)

- 1 高齢化の進展に伴う介護のニーズに対応していく上で、介護職員の待遇を改善することで介護人材を確保していくことは、重要な課題と考え

ている。

2 このため、

- ・福祉人材センターやハローワークによるきめ細かいマッチングの強化、介護のイメージアップ等による若年層へのアピールなどの「参入促進」
- ・キャリアパスの確立や事業主のキャリアアップ支援による「資質の向上」
- ・介護職員の処遇改善や労働条件などの「環境改善」

等を一体的に行っていくことが重要と考えており、必要な施策を講じてきたところである。

3 特に、介護職員の処遇改善については、

- ・介護従事者の処遇改善に重点をおいた平成 21 年度介護報酬改定
- ・平成 21 年 10 月からの介護職員処遇改善交付金の実施
- ・時限措置の処遇改善交付金から、安定的な効果を継続させるための介護職員処遇改善加算を新設した平成 24 年度介護報酬改定

といった施策を講じてきた。

4 今後とも、介護は「価値ある仕事」であるという意識を国民の間に醸成しつつ、社会保障・税一体改革で必要な財源を確保し、事業主や自治体と十分に連携しながら、施策を総動員して介護人材の確保に取り組んでまいりたい。

(2) 社会福祉法人に対する社会貢献活動の義務化

① 社会貢献活動の定義

具体的な活動事例（社会福祉事業や公益事業等との違い）

② 義務化の是非

実施規模（収益の一定割合）、実施しない場合の対応

(考え方)

1 御指摘の「社会貢献活動」については、

- ・介護保険、障害福祉サービス等における低所得者の利用者負担減免
- ・地域の単身高齢者等を対象とした見守り・配食サービス等の実施
- ・地域の単身高齢者等を対象とした各種相談事業の実施
- ・災害時における各種支援活動の実施

- ・生活困難者に準ずる者に対する資金の給付・貸付
 - ・貧困・生活困窮者等を対象とした住宅の斡旋、食事提供等の生活支援の実施
 - ・他法人との連携による人材育成事業
- など、さまざまな取組があると考えている。

2 社会福祉法人は、公益性を有する社会福祉事業を主たる事業とする非営利法人として、低所得者や生活困窮者の対応など、地域の福祉ニーズに対応することが求められており、厚生労働省としては、社会福祉法人がこの役割をより積極的かつ主体的に果たしていけるよう、地域に不足しているサービス、低所得者や重度介護者への重点的な対応、地域福祉への貢献等を義務付けるなど、必要な制度見直しが必要と考えている。

3 御指摘の「実施規模」や「実施しない場合の対応」については、規制改革会議での議論を踏まえながら、社会福祉法人の地域に対する活動が国民に分かりやすい方法を工夫するなど、今後、実態を踏まえつつ、厚生労働省において検討してまいりたい。